

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530013

研究課題名(和文) 大衆の法意識から見るローマ契約法の研究—プラウトゥス喜劇を素材として

研究課題名(英文) Roman Law of Contract from the Perspective of Roman Public in Plautus' Comedies

研究代表者

五十君 麻里子(安武麻里子)(Igimi, Mariko)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：30284384

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：ローマ大衆に「うけた」紀元前2世紀のプラウトゥス喜劇を素材として、ローマ人大衆の法知識と法感覚に関する研究を行った。まず、『綱引き』の従来その解釈を巡って争いのあるトラカリオとグリプスの口論は、無主物先占についての広範な知識を観客が持っていない限り面白くない事を示し、ローマ大衆の法知識が相当のものであることを示した。次に『パックス姉妹』を素材に、奴隷が合意約束をもって交渉に当たり、問答契約はもはや後戻りできない拘束力を与えるものと観念されていた事を示した。ローマ法学においては、大衆の法意識に焦点を当てた研究はこれまでになく、この点が本研究の独創的な点といえる。

研究成果の概要(英文)：Plautus was a very popular comedy writer in 2nd Century BC. Through the analysis of Plautus' work, legal knowledge and thinking of ordinary ancient Romans, i.e. Plautus' audience was revealed. The argument between Tracario and Gripus in "the Rope" shows that Romans had an extensive knowledge about the law of occupation. Moreover the scene in which a slaves negotiation is described as pactum followed by the owner's stipulatio, indicates that the function of stipulatio was to mark a legal "point of no return". Study of Roman law focused on ordinary people is quite unique in the field.

研究分野：ローマ法

キーワード：ローマ法 プラウトゥス 契約法 無主物先占 合意 ローマ喜劇 ローマ大衆

#### 1. 研究開始当初の背景

ポエニ戦争の頃に活躍した喜劇作家プラウトゥス(BC254?-184?)の作品は、ローマ法研究においても、従来からしばしば引用され、検討されて来たが、これらはプラウトゥス作品を主に法源として扱うものであった。プラウトゥスの扱う「法」がローマ法なのかあるいはギリシア法なのか、などといった議論も、このこと的前提として展開されて来た。これに対して最近では、木庭顕教授の巨書『法存立の歴史的基盤』(東京大学出版会2009年)が、プラウトゥス作品を法社会的・法哲学的観点から検討し、従来の研究に一線を画している。しかしながら、プラウトゥス作品が大衆に「うけた」ことを前提に法的観点から検討を加えた研究は、管見の限りない。

他方、プラウトゥス喜劇が、多くの大衆に支持されたことは史料からも明らかであり、文学の観点からのプラウトゥス研究は、今やこのことを前提に展開されている。ただこの際、「厳格なローマ法」というイメージが先行しているためか、法が「笑い」の源泉として機能していることについては、十分には論じられてこなかった。

#### 2. 研究の目的

そもそも「笑い」は、共通認識・共通体験のない所には生まれえない。法的なテーマが「笑い」を生むためには、その法制度が観客に即時に理解され、一定の共通理解を得る事が不可欠である。であるとすれば、プラウトゥス作品の中の法的なテーマは、当時の法実務や法理論を正確に反映しているかどうかは別として、即ち法源となり得るのか否かは別として、一般大衆を主とする観客の法認識を反映したものであったはずである。

このような観点から、特段の法教育を受けた訳でもなく、当時の社会の中でむしろ教養がないとされていた層の、いわゆる一般大衆にとって、プラウトゥス作品が「笑える」ものであった点に着目して、その中で扱われている契約と合意について検討する。そしてこの検討結果から得られた知見を視座として、ローマ契約法の再考を試みる。

#### 3. 研究の方法

平成23年度は主にプラウトゥス喜劇の法タームならびに法をテーマとして扱うパリエーションに関する内在的な分析を行い、「ローマ大衆の法知識——プラウトゥス喜劇における「笑源」としての法」を執筆して、相当の法知識を前提としなければ、プラウトゥス喜劇の「面白み」は理解できず、理解できなければ、ローマの大衆にウケてプラウトゥスが喜劇作家として大成功を修める事もない田である事を示した。平成24年度はこの分析結果を『学説彙纂』に見られる古典期の法制度と比較し、オックスフォード大学で開催されたSIHDA(国際古代法史学

会)研究大会に於いて Funny Laws. Legal Knowledge of the Audience of Plautine Comedies と題する学会報告を行った。

平成25年には福岡においてローマ法に関する国際シンポジウムを開催し、共催者としてシンポジウムの運営全般に携わるとともに、occupatio im Alltag der Römer と題する報告を行って、内外の研究者と意見交換を行った。なお、この成果は2015年度に論文集として出版の予定である。

平成26年度は、プラウトゥス喜劇の分析によって得られたローマ大衆の契約観・合意観、とりわけ合意約束と問答契約の機能について検討し、7月に上海で、9月にはナポリにおいて開催されたSIHDA(国際古代法史学会)研究大会に於いて Slaves Concluding pactum. an Analysis of a Case from Plautus' "Bacchides" と題する報告を行い、好評を得た。

#### 4. 研究成果

プラウトゥス喜劇を網羅的に渉猟し、法律用語が用いられている文脈を検討した結果、プラウトゥス喜劇の観客がかなり高度な法律の知識を有していた事を前提としなければ、観客にとって「面白み」がないことが明らかになった。プラウトゥス喜劇の観客は法学を学んだ貴族階級の者に止まらず、婦女や奴隷まで含む、「大衆」であったと考えられる。であるとするならば、その大衆に、法を絡めたシーンを「面白い」と感じるだけの、法知識が備わっていた事になる。

Erich Segal, Adele Scafuro をはじめとして、プラウトゥス喜劇を研究対象とする古典学者たちは、法と現実が一致している事を前提に、法と異なるシーンが舞台上で繰り広げられる事に、観客は面白みを感じていたのだと主張して来た。例えば取引の客体に過ぎない奴隷が、主体となって取引をするなど、あり得ない。しかし喜劇の中では奴隷が堂々と取引している。観客はそのギャップを見て笑うのだ、と。しかしながら、法と現実はずいぶん一致しない事を法律家は知っている(例えば現代日本の制限速度を想起されたし)。実際、奴隷は取引の客体たる物であったけれども、特有財産を主人から与えられていれば、同時に主体でもあり得た。市民法上の行為はなし得ないとしても、通常取引はなし得る。

奴隷による取引の実態と限界が『バッキス姉妹』には、主人が奴隷に命じ相手方と交渉させるシーンによって明らかとなった。この際、「交渉する」の語として、「合意約束」を意味する *paciscor* が用いられており、交渉が整った後主人は問答契約を締結する。後に、父は奴隷に騙されたのだと知るが、問答契約による債務負担行為の拘束力は変わらず、父親は約束した金銭を支払わなければならない。問答契約とは、問と答えの形を用いた片務的な債務引受の要式行為であるが、その要式が満足されれば、債務から逃れることはで

きない。これは、合意を契約の本質と考え、問答契約といえども当事者意思によって変更されるとの主張も見られる現在のローマ法学の議論とは相容れないものであり、ローマ人の契約観は通説の理解とは異なる事を示した。

『綱引き』の、漁師の網にかかった小箱の帰属をめぐる漁師と家内奴隷の口論については、従来長く論争となっていた。現代人の目から見ると冗長で、特段の面白みもないが、作品のタイトルはまさにこのシーンから取られたものであり、ローマ人にとっては重要であったことがわかる。現代の古典学者は全く時代の異なる『白鯨』まで持ち出して、このシーンを説明しようとして来た。しかし、これを学説彙纂の D.41,1,1、D.41,1,3 pr. ~2、D.41,1,5,6 と比較した結果、無主物先占の対象となる魚を捕獲する事を生業とする漁師の法感覚と、無主物先占の目的となり得ない物（例えば家畜）が存在する事を知る家内奴隷の法感覚の対立である事が明らかとなった。

無主物先占は契約法ではないが、ここで得られた知見は、ローマ大衆が正確で詳細な方知識を有していたことを示しており、『バッキス姉妹』における合意約束や問答契約に関するローマ人の法感覚が無知に基づくものではない事が、示唆される。

いずれのテーマについても国際会議で報告し好評を得、同テーマでの講演依頼を受け、華東政法大学（2014年7月、中国・上海市）やフローニンゲン大学（2015年10月、オランダ）に招待された。また、後者についてはドイツ語で論文を執筆し、本年度刊行予定である。

##### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4件)

五十君麻里子、ローマ大衆の法知識 —— プラウトゥ喜劇における「笑源」としての法、法政研究 79巻3号、2012、1-30、査読なし。

Mariko Igimi, Die Formgebundenheit der Konsensual- verträge? Was wir von Rom nicht rezipiert haben, Yu-Cheol Shin (Hrsg.) Rezeption europäischer Rechte in Ostasien, 招待, 2013、41-51、査読なし（依頼）

Mariko Igimi, Occupatio im Alltag der Römer, Shigeo Nishimura / Ulrich Manthe (Hrsg.), Aus der Werkstatt der römischen Juristen (仮) 2015 出版予定、査読なし（編集も担当）

Mariko Igimi, TAMEN COACTUS VOLVI.

Privatautonomie und die Römer, Marco Haase (Hrsg.) Privatautonomie - Aufgaben und Grenzen. Konferenz des CDIR (仮) 2015 出版予定、査読なし（依頼）

〔学会発表〕(計 11件)

Mariko Igimi, Rezeption in der Rechtsgeschichte Japans und das Rechtsdenken der Japaner, Rom, Eurapa, Asienä Gleiches Recht für Alle?, 2011年11月22日、ボン（ドイツ）

Mariko Igimi, Die Formgebundenheit der Konsensualverträge? Was wir von Rom nicht rezipiert haben. Rezeption europäischer Rechte in Ostasien, 2012年02月21日、デジョン（韓国）

Mariko Igimi, Funny Laws. Legal Knowledge of the Audience of Plautine Comedies, Societé International de Histoir de Droit Antiquité, 2012年09月20日、オックスフォード（イギリス）

Mariko Igimi, occupatio im Alltag der Römer, Kolloquium für römisches Recht, 2013年03月26日、福岡工業大学（福岡県・福岡市）

Mariko Igimi, TAMEN COACTUS VOLVI. Privatautonomie und die Römer, Privatautonomie - Aufgaben und Grenzen. Konferenz des CDIR, 2013年05月25日、北京（中国）

Mariko Igimi, Ein Beispiel der Rezeption von "Digestenexegese" in Fukuoka Japan, Societé International de Histoir de Droit Antiquité, 2013年09月13日、ザルツブルグ（オーストリア）

Mariko Igimi, The Marriage Law of Augustus, Augsburg - Munich - Kyushu Symposium 2014, 2014年02月18日、アウクスブルグ（ドイツ）

Mariko Igimi, 「九大発グローバル人材育成について」九州法学会、2014年06月30日、九州国際大学（福岡県・北九州市）

Mariko Igimi, Slaves Concluding pactum. an Analysis of a Case from Plautus' "Bacchides", International Symposium on Roman Law. "Roman Law between Tradition and Modernity", 2014年07月05日、上海（中国）

Mariko Igimi, Slaves Concluding pactum. an Analysis of a Case from Plautus'

"Bacchides" , revised, Societé  
International de Histoir de Droit  
Antiquité, 2014年09月18日、ナポリ(イ  
タリア)

Mariko Igimi, Colonization and Law in  
East Asia, Globalization and Law, 2014年  
12月14日、同志社大学(京都府・京都市)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

五十君 麻里子 (IGIMI, Mariko)  
九州大学・大学院法学研究院・教授  
研究者番号：30284384

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：